

平成28年度上半期の 財政状況

「広野町財政状況の作成および公表に関する条例」に基づき、平成28年度上半期の財政状況をお知らせします。

一般会計

平成28年度上半期（4月1日から9月30日まで）の財政状況についてお知らせします。
平成28年度の当初予算額は、103億7313万6千円でありましたが、その後4回の補正があり、9月末現在の予算額は、122億8636万3千円となっております。
各補正予算（歳出）の主な内容は次のとおりです。

補正第1号	電気・水道料等生活支援金 5億1000万円	補正第3号	土地開発事業特別会計繰出金 3110万円
	帰還・生活再建支援事業 5億2454万円	補正第4号	財政調整基金積立金 1億1498万5千円
補正第2号	スタディーツーリズム創設事業 1652万5千円		道の駅整備事業 1億579万9千円
	農業基盤整備促進事業 2000万円		復興交付金基金積立金 1億8617万円
	浅倉橋A2橋台杭打工事 2460万円		ため池放射性物質対策事業 8268万1千円
	北迫地区排水路整備工事 2000万円		福島県営農再開支援事業補助金 3471万1千円
			築地・新町線改良工事負担金 3000万円
			防災行政無線整備事業 4374万円

一般会計の歳入・歳出予算額および執行状況

歳入 (単位：千円、%)

区分	当初予算	補正予算	累計	収入済額	予算額に対する割合
町税	2,676,864	0	2,676,864	1,568,148	58.6
地方譲与税等交付金	612,563	12,775	625,338	349,984	56.0
使用料および手数料	33,407	0	33,407	17,893	53.6
国庫支出金	1,378,673	81,611	1,460,284	107,895	7.4
県支出金	4,330,063	585,250	4,915,313	1,020,443	20.8
財産収入	15,646	66	15,712	3,296	21.0
繰入金	1,148,459	769,518	1,917,977	954,638	49.8
繰越金	50,000	464,007	514,007	514,007	100.0
諸収入	26,948	0	26,948	111,352	413.2
町債	70,001	0	70,001	0	0.0
その他	30,512	0	30,512	34,191	112.1
歳入合計	10,373,136	1,913,227	12,286,363	4,681,847	38.1

歳出 (単位：千円、%)

区分	当初予算	補正予算	累計	支出済額	予算額に対する割合
議会費	66,348	2,041	68,389	35,056	51.3
総務費	1,178,008	1,559,561	2,737,569	1,116,441	40.8
民生費	811,970	9,178	821,148	255,350	31.1
衛生費	4,222,055	94,136	4,316,191	1,014,580	23.5
労働費	58,191	0	58,191	16,100	27.7
農林水産業費	421,752	71,330	493,082	58,953	12.0
商工費	44,446	37,457	81,903	19,381	23.7
土木費	2,397,090	67,509	2,464,599	502,635	20.4
消防費	491,601	45,278	536,879	134,240	25.0
教育費	463,440	29,737	493,177	202,447	41.0
災害復旧費	6,497	△3,000	3,497	2,410	68.9
公債費	191,737	0	191,737	94,430	49.2
諸支出金	1	0	1	0	0.0
予備費	20,000	0	20,000	0	0.0
歳出合計	10,373,136	1,913,227	12,286,363	3,452,023	28.1

平成27年度決算に基づく健全化判断比率 および資金不足比率の状況について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき平成27年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の状況をお知らせします。

【健全化判断比率】 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.2	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

備考 実質赤字額および連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」と記載しています。

【資金不足比率】 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足率(%)	備考
公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
土地開発事業特別会計	—	令第17条第4号の規定により事業の規模を算定

備考 1 資金不足比率は、資金の不足額がない場合は「—」と記載しています。
2 備考欄は、事業の規模の算定方法を記載します。
※令 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）

用語説明……

■実質赤字比率
一般会計の実質赤字額の標準財政規模（標準的な経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

■連結実質赤字額
町の全部の会計の黒字額と赤字額を通算した後の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

■実質公債費比率
一般会計における地方債の元利償還金と特別会計および一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金（準元利償還金という。）のうち一般会計で負担する額の合計額の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3年間（平成25、26、27年度）の平均の数値です。
※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額です。

■将来負担比率
一般会計における地方債の残高や特別会計および一部事務組合等の起こした地方債の残高、退職手当支給見込額（特別職を含む。）、損失補償をしている第三セクター等の負担すべき債務の見込額、連結実質赤字額、一部事務組合や土地開発公社等の赤字額などの一般会計が将来負担すべき実質的な負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

■資金不足比率
一般会計における実質赤字額に相当する公営企業会計の資金不足額の公営企業の事業規模に対する比率です。

■早期健全化基準
地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

■財政再生基準
地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値です。将来負担比率を除く健全化判断比率がこの数値を上回った場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で総務大臣に報告し、その同意を受けなければなりません。

■経営健全化基準
地方公共団体が、自主的かつ計画的にその公営企業の経営の健全化を図るべき基準として定められた数値です。公営企業の資金不足比率が20%を上回った場合は、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を受けた後速やかに町民に公表した上で県知事に報告しなければなりません。

【健全化判断比率などの摘要範囲】

